

国際予備審査機関 BR	国立工業所有権機関 (ブラジル)	附属書 E BR
予備審査手数料 (PCT規則58) <sup>1</sup>	ブラジル・リアル (BRL)	オンライン 630 紙形式 <sup>2</sup> 945
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) <sup>3</sup>	BRL 365 (オンライン)	545 (紙形式) <sup>2</sup>
取扱手数料 (PCT規則57.1) <sup>4</sup>	200スイス・フランに等しい BRL の額	
国際予備審査報告に列記された文献の写し のための手数料 (PCT規則71.2) <sup>1</sup>	1 頁につき BRL 1.5 (オンライン)	2 (紙形式) <sup>2</sup>
国際出願の一件書類中の文書の写し のための手数料 (PCT規則94.2) <sup>1</sup>	1 頁につき BRL 1.5 (オンライン)	2 (紙形式) <sup>2</sup>
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し  国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下 げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e)) <sup>1</sup>	BRL 1,220 (オンライン)	1,830 (紙形式) <sup>2</sup>
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2) <sup>1</sup>	BRL 180 (オンライン)	270 (紙形式) <sup>2</sup>
この官庁は電子形式による国際予備審査 請求 (PCT第二章) を認めるか？	認める。この官庁は e PCT 出願による電子手続を認める <sup>5</sup> 。	
国際予備審査のために受理する言語	英語 <sup>6</sup> 、ポルトガル語又はスペイン語 <sup>7</sup>	
審査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、ブラジルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公共機関が国際出願を行った場合には60%減額される。詳細については2019年10月2日の国立工業所有権機関 (ブラジル) の決議No. 251/19を参照。
- 紙形式で行われた国際出願及びPCT関係の書類提出は郵送による場合に限り受理される (2019年11月13日の国立工業所有権機関 (ブラジル) の決議No. 253/19を参照)。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。脚注1 (第1文を除く) も適用する。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (対応する附属書C (IB) 参照)。
- 関連するこの官庁の通告については、2014年10月23日付公示 (PCT公報) 154頁以降参照。
- ラテンアメリカ及びカリブ海地域に設立された受理官庁を除く、いずれかの受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。
- 受理官庁としての国立工業所有権機関 (ブラジル) に対して行われた国際出願、又はラテンアメリカ及びカリブ海地域の受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。